

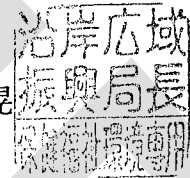
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県大船渡市猪川町字久名畑86番地5

氏名 株式会社岩手環境保全 代表取締役 新沼 学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

沿岸広域振興局長 石川 義晃



許可の年月日 平成30年 7月21日

許可の有効年月日 平成35年 7月20日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・ 感染性産業廃棄物
- ・ 廃石綿等
- ・ ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラ

(以下、裏面記載)

クロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う特別管理産業廃棄物

・感染性産業廃棄物

以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

積替えのための保管を行う場合を除いて、排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を保冷車等で運搬し、当該排出事業者が指示する特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設へ、原則収集した日のうちに運搬すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 21日 当初許可

平成 10年 7月 21日 更新許可

平成 14年 9月 5日 変更届出書受理 (代表者を小松賢吾から変更したこと。)

平成 15年 7月 21日 更新許可

平成 20年 7月 21日 更新許可

平成 20年 8月 26日 変更届出書受理 (特別管理産業廃棄物の種類から汚泥 (有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)) を削除したこと。

平成 20年 12月 17日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん (セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)) を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)) を追加したこと。

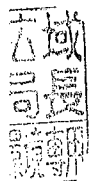
(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油 (ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)) を追加したこと。

(5) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥 (有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)) を追加したこと。

(6) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸 (有機燐化合物、シアン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)) を追加したこと。

(以下、2枚目記載)

河
振
保
健

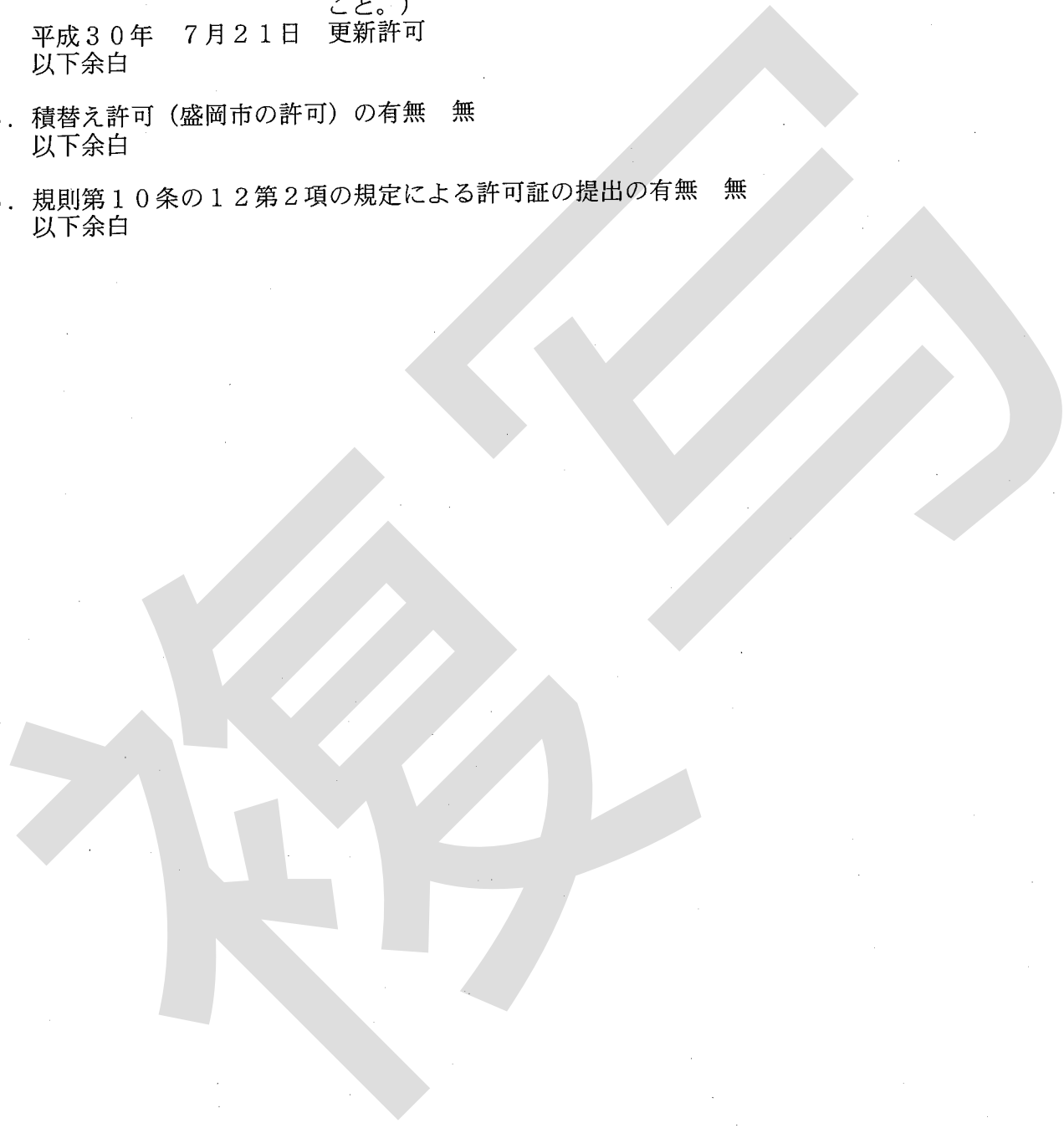


(7) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（有機リン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成25年 7月21日 更新許可
平成28年 6月24日 事業範囲の変更許可（感染性産業廃棄物の積替え・保管を追加したこと。）
平成30年 7月21日 更新許可
以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



別表（積替・保管施設の概要）

所在地：岩手県大船渡市立根町字釜石沢 31 番及び 31 番 1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
感染性産業廃棄物	—	1.828	2.742	0.96	屋内保管（小型ユニットハウス、プラスチック容器）

以下余白